

# 岬町ふるさと納税特産品等に関する仕様書

平成27年6月15日 改定

ふるさと納税「岬“ゆめ・みらい”寄附金」の申出を行った寄附者に贈呈する特産品等の提供については、下記のとおり定める。

## 1. 特産品等

岬町内で生産、加工されたもの又は岬町内で利用できるものとする。

## 2. 登録できる事業者

町内に事業所又は住所を有する法人又は個人（以下「地元事業者」という）であって、町税等の滞納がない者で、以下の要件をすべて満たしているものとする。

※商品等の販売に関し、法令等で定める許可が必要な場合は、その許可を有する地元事業者に限る。（許可証の写しを添付すること）

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ② 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ③ 岬町の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑦ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑧ 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 3. 特産品等の価格

登録する特産品等は、当該事業者が市場において販売する商品価格が次の価格欄に掲げる金額以上のものとし、当該特産品等に対する町からの支払い代金は、それぞれ町からの支払い欄に掲げる金額とする。

【価格表】

区分	価格	町からの支払い代金	区分	価格	町からの支払い代金
A	2,000 円	2,000 円	F	12,000 円	12,000 円
B	4,000 円	4,000 円	G	14,000 円	14,000 円
C	6,000 円	6,000 円	H	16,000 円	16,000 円
D	8,000 円	8,000 円	I	18,000 円	18,000 円
E	10,000 円	10,000 円	J	50,000 円	50,000 円

4. 消費税等

3. の支払い代金には、消費税等を加算する。ただし、当該商品の一般販売価格が消費税等を含めて3. の価格欄に掲げる価格である場合は、町からの支払い代金は当該金額とする。

5. 特産品等の送付方法

町からの発注を受けて、ふるさと納税寄附者宛に発送又は岬町役場に納品する。

6. 代金の支払い

事業者は、岬町長宛に特産品代金及び送料について、請求書を発行し、岬町長は、事業者に対し口座振込により支払う。

7. 個人情報の取扱い

参加事業者は、商品発注に関し入手した寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、特産品等の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。参加事業者でなくなった場合においても同様とする。

8. その他

事業者は、事前に町に届けた場合、特産品等を発送する際に当該商品及び事業所 PR 用のパンフレット等を同封することができる。

9. この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。